

○愛知淑徳大学大学院学資援助に係る奨励給付 奨学金1施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛知淑徳大学大学院学資援助規程（以下、「規程」という。）第9条の規定に基づき、規程第2条第1項第1号に掲げる奨学金（以下、「奨学金1」又は「奨学金1第一種」、「奨学金1第二種」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(給付対象)

第2条 奨学金1第一種は、愛知淑徳大学大学院の研究科博士前期課程又は修士課程に入学し、在籍する、次の各号のすべてに該当する大学院学生を対象とする。

(1) 一般入試又は在学生内部推薦入試、特別推薦入試（学部・大学院5年修了プログラムによる）で入学した者

(2) 大学又は大学院における学業成績が特に優秀な者

(3) 入学試験における成績が特に優秀な者

2 奨学金1第二種は、次の各号のすべてに該当する学生を対象とする。

(1) 一般入試又は在学生内部推薦入試、特別推薦入試（学部・大学院5年修了プログラムによる）で入学した者

(2) 大学又は大学院における学業成績が優秀な者

(3) 入学試験における成績が優秀な者

(給付額・給付回数)

第3条 給付額は、第一種においては、学生一人あたり年額60万円とし、修業年限の範囲内で在学中2回まで給付を受けることができる。

2 第二種においては、学生一人あたり年額30万円とし、修業年限の範囲内で在学中2回まで給付を受けることができる。

(採用人数)

第4条 第一種、第二種ともに、各学年次において、文化創造研究科3名以内、教育学研究科1名以内、心理医療科学研究科5名以内、グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科4名以内、ビジネス研究科2名以内とする。

(申請)

第5条 奨学生1の給付を希望する学生は、第一種、第二種を問わず、毎年指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生申請書(別記様式1)
- (2) 成績証明書(1年次においては学部のもの、2年次においては1年次のもの)

(審査・決定)

第6条 給付候補者については、各研究科委員会において、奨学生申請書、成績証明書、入学試験結果等に基づいて選考し、研究科長は候補者の選考経緯及び結果を学資援助委員会(以下、「委員会」という。)に報告しなければならない。学長は委員会の承認を経て、奨学生給付者を決定する。

(通知)

第7条 学長は、奨学生1希望者に対し、奨学生決定通知書(別記様式2)又は奨学生選考結果通知書(別記様式3)により、採否について通知するものとする。

(奨学生の交付手続き)

第8条 前条の奨学生決定通知を受けた者(以下、「奨学生」という。)は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式4)
- (2) 奨学生振込口座届(別記様式5)

2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届(別記様式4-2)、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届(別記様式4-3)を速やかに提出しなければならない。

(奨学生の交付方法)

第9条 奨学生1は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。

(奨学生の停止及び取消し)

第10条 奨学生が休学したときは交付を停止し、復学したときはその停止を解除する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると学長が認めたときは、奨学生の給付を取消すものとする。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき

- (3) 提出書類への虚偽記載など、不正が判明したとき
- (4) その他、奨学生として適当でないと認めたとき

(奨学生の返還)

第11条 奨学生は、前条第2項の規定により、奨学生の給付が取消されたときは、奨学生借用証書（別記様式6）及び奨学生返還計画書（別記様式7）を、連帯保証人と連署のうえ、学長に提出し、速やかに奨学生を返還しなければならない。

- 2 前項による奨学生の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月1日から起算して1ヶ月以内とする。
- 3 奨学生を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったときは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、奨学生1の給付に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。